

## 自動体外式除細動器（AED）の管理仕様書

### 1 設置場所

指定管理者は、出入口付近など人目につきやすい場所に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

### 2 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

### 3 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2年ごとに交換 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

### 4 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

※同建物内で共用で使用できるAEDがある場合は設置しないことも可とする。